

## 長生村宅地開発事業に関する指導要綱

平成 11 年 5 月 31 日

告示第 12 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、宅地開発事業に関し、法令及び条例並びにこれに基づく命令及び通達に定めるもののほか、事業施行上の基準と各種の公共施設等の負担区分を定め、無秩序な宅地開発による環境の破壊を防止し、開発区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、調和のとれた村づくりを実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 主として建物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 宅地開発を行う土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、上水道その他給水施設、下水道、河川、水路、治水及び利水のための調整池、消防の用に供する貯水施設その他の公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、交通施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。
- (5) 事業者 宅地開発事業の施行主体をいう。
- (6) 工事施行者 宅地開発事業に係る工事の請負人又は請負契約によらないで、自ら工事をする者をいう。
- (7) 中高層建築物 階数 3 以上又は高さ 10 メートル以上の建築物をいう。

### (適用規模)

第 3 条 この要綱は、次の各号に掲げる宅地開発について適用する。

- (1) 村内において 1,000 平方メートル以上又は計画戸数 4 戸(画)以上の規模の宅地開発を対象とする。
- (2) 同一事業者による宅地開発を継続して行う場合は、その面積又は全戸数を対象とする。
- (3) 一定区域内における宅地開発の合計面積が 1,000 平方メートル以上又は計画戸数 4 戸(画)以上となる場合は、一体開発として、この要綱の適用対象とする。
- (4) その他村長が必要と認める宅地開発

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、宅地開発の事業計画の策定にあたり、村及び千葉県が定め、かつ、公表した土地利用計画又は開発に関する計画に適合するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、住宅地を目的とする宅地開発にあつては、将来とも良好な住宅環境を確保するため、戸建住宅にあつては、原則として敷地面積を 175 平方メートル以上に区画し、販売するように努めなければならない。
- 3 事業者は、開発区域の造成宅地の分譲に際し、住宅の用に供するため購入した者(最終需要者)に、車両を路上駐車しないように確約を書面で求めなければならない。
- 4 事業者は、開発区域の空地の管理について、美観・風致・衛生及び火災予防に必要な措置を講じなければならない。また、分譲に際し、事業者の責務において購入する者が土地を適正に維持管理するように確約を書面で求めなければならない。

(2 以上の行政区域にまたがる開発区域)

第 5 条 事業者は、開発区域が 2 以上の行政区域にまたがる一団の宅地開発を計画したときは、当該行政区域に係る開発計画について、あらかじめ関係市町に協議しなければならない。

(事業計画)

第 6 条 事業者は、関係法令及び条例並びにこれに基づく命令及び通達に定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するようにその事業計画を策定しなければならない。

- (1) 開発区域内の人口計画は、戸建住宅にあつては 1 敷地につき 4 人とし、共同住宅にあつては、誘導居住水準を住宅建設計画法(昭和 41 年法律第 100 号)に基づき策定される住宅建設 5 箇年計画で示されている水準を確保した住宅建設計画から算出すること。ただし、公共施設整備の状況等により人口計画において制約が起こり得る場合は、別途協議して定めるものとする。
- (2) 土地利用計画は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。
  - ア 住宅地を目的とする宅地開発にあつては、良好な住宅地が供給されるよう公共施設及び公益施設を関係法令等に基づき適正に配置すること。ただし、当該開発区域の周辺の地域に開発行為に伴い必要となる公共施設及び公益施設が整備されており、かつ、その容量からみて当該開発行為を受け入れる容量があるときは、別途協議するものとする。
  - イ 住宅地を目的とする開発にあつては、各住宅の主な居住室が日照条件をそこなわないように建築物を配置しなければならない。また、開発区域外の土地についても日照条件が著しくそこなれないように必要な措置を講ずること。
  - ウ 共同住宅の計画にあつては、計画戸数以上の駐車施設を確保すること。

- エ 工場及び事業所等の計画にあっては、既存樹木については、伐採を最小限にとどめ、敷地を積極的に緑化できるように建築物等の配置を計画すること。
- (3) 道路交通計画は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。
- ア 開発区域の道路は、当該区域の形状及び規模並びに予定建築物の用途、規模等並びに周辺の状態を勘案して、環境の保全、災害の防止、通行の安全が確保できる規模及び構造で適切に配置されなければならない。また、開発区域の主要な道路は開発区域外の相当規模の道路に接続していなければならない。
- イ 開発区域に都市計画決定された道路又は村及び千葉県の道路整備計画により整備を要する道路がある場合には、当該道路の計画に適合するように整備しなければならない。
- ウ 宅地開発の施行に伴い交通の安全上及びその能率の増進を図るため、開発区域外の道路の新設又は改良が必要な道路については整備しなければならない。
- エ 取付け道路の数はできるだけ少なくし、接続位置は橋梁等の特殊構造物からできるだけ離すとともに、見通しの悪い曲線部等は付加車線の設置、隅切等により既設道路の交通流を阻害しない構造とし、交通安全対策を十分考慮したものでなければならない。
- オ 開発区域内の道路は、居住することとなる者の日常生活の利便性及び緊急・災害時の緊急車両等の通行又は災害時に住民の避難路となることから、できるだけ行き止まり道路を計画しないこと。
- (4) 公園及び緑地並びに広場は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。
- ア 住宅地を目的とする 3,000 平方メートル未満の宅地開発事業については整備する必要はないものの、開発区域内の既存樹木については、伐採を最小限にとどめ、緑地等に利用するように計画すること。
- イ 高圧線下は緑地として利用し、公園及び広場を計画してはならない。
- ウ 調整池が広場及び緑地として利用できる構造である場合は、兼用できる面積の限度は調整池の 2 分の 1 以下でなければならない。
- (5) 消防施設は、村及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部消防長と協議のうえ、消火栓及び消防用防火水槽を消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防基準に従って設置しなければならない。ただし、消防用防火水槽は、1 ヘクタールに 1 ケ所を標準として設置し、開発区域の総面積が 1 ヘクタール未満の場合には 1 ケ所とすること。
- (6) 防犯施設及び防災施設は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。
- ア 開発区域に居住することとなる者又は付近の住民の安全を確保するため、村及び警察署と協議のうえ防犯施設を整備しなければならない。なお、工事期間中の防犯施設についても同様とすること。
- イ 工事施行のため必要な防災施設は、他の施設に先行して施工するように計画し、開発区域及び周辺地域における災害を防止すること。
- (7) 上水道計画は、長生郡市広域市町村圏組合水道部と協議し、供給を受けるものとする。ただし、上水道の水源としてやむを得ず地下水を暫定的に利用

する場合は、上水道法(昭和 33 年法律第 177 号)及び千葉県小規模水道条例(昭和 37 年千葉県条例第 10 号)並びに千葉県環境保全条例(平成 7 年千葉県条例第 3 号)に基づき適切な措置を講ずるものとする。

(8) 雨水排水計画は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。

ア 開発区域の雨水排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降雨量から想定される雨水を排出できるように計画すること。ただし、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域及び当該区域外を含む流域から流出する雨水を抑制するために必要な措置を講じ、開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の場合には放流先の能力に応じて、一時雨水を貯留する調整池を設けること。

イ 開発区域及び当該区域外を含む流域の雨水の排出については、放流先の水路その他の排水施設又は河川その他の公共水域(海域を含む。)の施設管理者及び利害関係人の同意を得て計画すること。

ウ 開発区域に村及び千葉県の雨水排水整備計画により整備を要する雨水施設がある場合には、この計画に適合するように計画し、整備しなければならない。

(9) 汚水排水計画は、次に掲げる事項を考慮して計画すること。

ア 開発区域がすでに公共下水道の整備が完了している場合は、この施設に接続すること。ただし、公共下水道事業の全体区域で、当面整備の予定のない区域は、ウにより整備するものとする。

イ 開発区域が公共下水道事業の認可区域の場合は、施設整備計画により整備を要する汚水施設がある場合には、この計画に適合するように整備したうえで、流末が接続できるまでの間は、ウにより整備するものとする。

ウ 開発区域が公共下水道事業の区域以外の場合は、合併処理浄化槽の設置を原則とし、汚水処理水は放流先の水路その他の排水施設又は河川その他の公共水域(海域を含む。)の施設管理者及び利害関係人の同意を得て排出するように計画すること。また、放流先の水質は法令等で定める基準値以内とすること。

(10) 宅地開発により、水源の枯渇及び流出係数の変化に伴い周辺並びに下流部分の農耕地等の利水に支障をきたすおそれがある場合には、必要な措置を講ずるように計画すること。

(11) 宅地開発に伴う環境保全については、次に掲げる事項を考慮して計画すること。

ア 開発区域内の既存樹木等は、伐採を最小限にとどめ緑地を保全し、開発区域外の景観と調和を図るようにすること。

イ 住宅地を目的とする宅地開発にあつては、各区画に人口計画と同数以上の樹木(高木)を植栽すること。

ウ 予定建築物が中高層建築物の場合には、日照及びプライバシー等を妨げないように十分対策を講じ、併せて、周辺住民に説明を行うこと。

エ 予定建築物により、テレビ等への電波障害が発生するおそれがある場合には、未然に防止するため必要な措置を講ずること。

オ 宅地開発の造成工事中又は完了後の土地利用にあつては、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動等の公害を未然に防止し、公害関係法令及び条例等に定める基準を遵守しなければならない。

カ 住宅地を目的とする宅地開発にあつては、各区画の前面道路に面する場所及び隣地境界は原則として、生垣とする。ただし、フェンス及びブロック塀とする場合には、別途定める基準によるものとする。

キ 予定建築物の意匠又は色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色調とし、外壁の位置は、前面道路境界から 1.5 メートル、隣地境界から 1 メートル後退した距離とすること。

#### (公共施設の整備等)

第 7 条 事業者は、宅地開発事業の施行に伴い、従前の公共施設及び新設される公共施設について、あらかじめ従前の管理者及び新たに管理することとなる者と協議のうえ整備しなければならない。また、当該宅地開発事業の施行に伴い、開発区域周辺の公共施設の新設又は改良を必要とする場合についても同様とする。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、村長が宅地開発事業の施行に伴い開発区域外の公共施設の整備が必要と認める場合には、その施設について整備しなければならない。

#### (公益施設の計画)

第 8 条 事業者は、住宅地を目的とする宅地開発事業にあつては、人口計画に対応した公益施設を適切に配置しなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときはこの限りでない。

#### (文化財の保護)

第 9 条 事業者は、事業計画を策定しようとするときは開発区域における埋蔵文化財の有無について、あらかじめ長生村教育委員会及び千葉県教育委員会の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受ける場合は、申請書を長生村教育委員会を經由して提出するものとする。

3 事業者は、当該区域に文化財が所在する場合、又は新たに発見された場合には当該文化財の取扱いについて、長生村教育委員会及び千葉県教育委員会と協議しなければならない。

#### (事前協議)

第 10 条 事業者は、この要綱に基づき宅地開発を行う場合には、宅地開発事業事前協議申出書(別記第 1 号様式。以下「申出書」という。)及び宅地開発事業設計説明書(別記第 2 号様式)を村長に提出しなければならない。

2 事業者は、申出書を提出する場合には、あらかじめ、次の各号に定めるところにより関係者と協議のうえ同意又は周知し理解を得なければならない。

- (1) 宅地開発事業の施行に伴い開発区域及び当該区域外に存する公共施設の変更、廃止又は影響を受けることとなる施設の管理者等と協議し、同意を得なければならない。
  - (2) 宅地開発事業の施行に伴い新たに設置される公共施設及び公益施設を管理することとなる者等と協議し、同意を得なければならない。
  - (3) 開発区域と隣接する地権者と境界等について協議し、同意を得なければならない。
  - (4) 宅地開発事業の施行について開発区域の周辺自治会等に周知し、理解を得なければならない。
- 3 事業者は、前項に基づき村長と協議を行う場合には、公共施設及び公益施設の用地又は用地費及び施設整備費の負担について協議し、同意を得なければならない。
- 4 村長は、第 1 項の規定による申出書の提出があつたときは、遅滞なく、この要綱の設計の基準に適合しているか否かを審査して、申出書に係る意見について事業者へ通知(別記第 3 号様式)するものとする。ただし、宅地開発の面積が 1 ヘクタール以上の場合については、審査終了後、長生村総合開発審議会に諮問して意見を求めた後に、申出書に係る意見について、事業者へ通知するものとする。

#### (工事の施工)

- 第 11 条 事業者は、この要綱による宅地開発事業施行同意書(別記第 4 号様式。以下「施行同意書」という。)の通知を受けた後でなければ工事に着手してはならない。また、事業者は工事の着手にあたり宅地開発事業工事着手届(別記第 5 号様式)を村長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、造成工事の施工に際し、関係法令等を守るほか村長の指示に従って施工しなければならない。

#### (事業計画の変更)

- 第 12 条 施行同意書を受けた事業者は、宅地開発に係る事業計画を変更しようとするときは、宅地開発事業変更協議申出書(別記第 6 号様式。以下「変更協議申出書」という。)及び宅地開発事業設計変更説明書(別記第 2 号様式)を村長に提出しなければならない。ただし、村長が事業計画の変更内容が軽微であると認めた場合においては、この限りでない。
- 2 村長は、前項の規定による変更協議申出書が提出された場合には、この要綱に定める基準に適合することを確認した後に宅地開発事業変更施行同意書(別記第 7 号様式)を事業者へ通知するものとする。

#### (地位の承継)

- 第 13 条 この要綱により施行同意書を受けた事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた施行同意書に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、宅地開発事業地位承継届出書(別記第 8 号様式)を村長に提出しなければならない。

(工事の完了検査)

第 14 条 この要綱により施行同意書を受けた事業者(前条の地位の承継人を含む。)は、当該開発区域に関する工事が完了したときは、工事完了届出書(別記第 9 号様式)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく当該工事が宅地開発事業の施行同意書の内容に適合しているか否かについて検査し、適合していると認めるときは、宅地開発事業に関する工事の検査済証(別記第 10 号様式。以下「検査済証」という。)を事業者に交付するものとする。

(建築制限等)

第 15 条 この要綱により施行同意を受けた開発区域内の土地においては、前条第 2 項の検査済証の交付があるまで建築物又は工作物を建築してはならない。ただし、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は仮設工作物を建築するとき、その他村長が支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(被害の補償等)

第 16 条 宅地開発に係る工事の施工によって、道路、河川、水路その他公共施設を損傷したとき又は開発区域の周辺の農産物、水産物、その他に被害を及ぼしたとき若しくは住民の生活環境が損なわれたときは、事業者の責任において補償又は原状回復を行なわなければならない。

(公共施設及び公益施設の帰属)

第 17 条 事業者は、第 7 条及び第 8 条により設置した公共施設並びに公益施設は、当該工事の検査済証の交付後、遅滞なく当該施設の管理者へ帰属しなければならない。

2 前項の帰属に際し、関係する書類の作成及び手続きは事業者の責務において行い、管理者に費用の負担を求めてはならない。

(公共施設及び公益施設の保証期間)

第 18 条 宅地開発に関する工事により設置された公共施設及び公益施設に瑕疵がある場合は、村の管理となった日から 1 年間は事業者に対して、瑕疵の補修又は瑕疵の補修費用を請求することができる。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行なうことができる期間は 10 年とする。

(開発行為の廃止)

第 19 条 この要綱により施行同意を受けた事業者は、開発行為に関する工事を廃止したときは遅滞なく、宅地開発事業廃止届出書(別記第 11 号様式)を村長に提出しなければならない。

- 2 前項の宅地開発の廃止に際し、造成工事が中途の場合には、事業者は工事施工前に原状回復しなければならない。ただし、第 13 条に基づき地位を継承した者は、遅滞なく工事を遂行させるか又は工事施工前に原状を回復しなければならない。

(宅地開発審査会の設置)

- 第 20 条 この要綱の適用を受ける事業は、長生村宅地開発審査会において審査するものとする。

(審査)

- 第 21 条 審査に当たっては、関係法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(設計の基準)

- 第 22 条 設計の基準は、この要綱に定めるもののほか、長生村宅地開発事業等に関する工事の設計基準及び宅地開発事業等の基準に関する条例(昭和 44 年千葉県条例第 50 号)第 6 条の設計基準によること。

(雑則)

- 第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

(長生村宅地開発事業に関する指導要綱の廃止)

- 2 長生村宅地開発事業に関する指導要綱(平成 2 年長生村告示第 17 号)は、廃止する。

## 別記第 1 号様式

## 宅地開発事業事前協議申出書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住所

氏名

印

電話

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 10 条第 1 項により、次のとおり協議します。

開発事業の名称				
開発区域の位置				
開発区域の面積		m <sup>2</sup> (実測面積)		
計 画 人 口		人	人口密度	人 / ha
区 画 数		区画	1 区画の平均面積	m <sup>2</sup>
住宅の戸数	高 層	戸	/ 戸 (建築物の延床面積)	
	中 層	戸	m <sup>2</sup> / 戸	
	低 層	戸	m <sup>2</sup> / 戸	
配置の方針	道 路			
	公 園			
	その他の公共施設			
	公 益 施 設			
	住 宅			
設 計 者 住所・氏名・電話				
工 事 施 行 予 定 者 住所・氏名・電話				

## 〔記載上の注意〕

- 1 「開発区域の位置」は、字および番地まで記載すること。
- 2 「開発区域の面積」は、実測面積を少数第 1 位まで平方メートルで記載すること。
- 3 「道路」は、開発区域から主要道路に至る道路の配置(整備)方針および名称、幅員について簡明に記載すること。
- 4 「公園」は、面積および配置(整備)方針について簡明に記載すること。
- 5 「その他の公共施設」は、上水道、下水道その他必要な施設の位置、規模等について簡明に記載すること。
- 6 「公益施設」は、共同利用の施設について位置、規模、箇所数等で必要なものの配置(整備)方針を簡明に記載すること。
- 7 「住宅」は、予定建築物の隣棟間隔、壁面の位置の限度、境界までの距離および賃貸、分譲等を簡明に記載すること。

## 別記第 2 号様式

## 宅地開発事業設計(変更)説明書

設計の方針				
土地利用現況	区 分	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	備 考
	宅 地			
	農 地			農地転用許可日 年 月 日
	山 林			地域森林計画対象民有林の有・無
	そ の 他			
	計			
土地利用計画	区 分	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	備 考
	宅 地			
	公共公益用地			
	未 利 用 地			
	そ の 他			
	計			
施設整備計画	区 分	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	備 考
	道 路 敷 地			
	排水施設敷地			
	公園緑地用地			
	その他の用地			
	計			
その他				

〔添付図書〕

- \* 1 権利関係等調書(別記 1)
- \* 2 開発区域に含まれる土地の公図の写しおよび登記簿謄本
- \* 3 施設管理説明書(別記 2)
- \* 4 開発区域位置図
- \* 5 現況図
- \* 6 実測図
- \* 7 土地利用計画図
- \* 8 造成計画平面図および断面図
- \* 9 道路平面図および縦・横断図ならびに設計図
- \* 10 緑地(公園)計画平面図
- 11 上水道施設平面図
- 12 消防水利施設平面図
- \* 13 長生郡市広域市町村圏組合意見書(上水、消防等)
- 14 土地改良区、工区および水利権のある場合は水利権者の同意
- 15 隣接地権者の同意書および自治会等への説明結果報告書
- 16 水路・道路等の占用許可の写し
- 17 法人の謄本および定款の写し
- 18 宅地建物取引業者免許書の写し
- 19 事業の資金計画書
- 20 確約書
- 21 部数は、正本 1 部および副本(\*印)7 部を提出すること。なお、登記簿謄本は、副本に添付する必要はない。
- 22 その他村長が必要と認める書類  
なお、添付図書の開発区域の位置図は縮尺 1 / 10,000 以上、平面図は縮尺 1 / 500 以上、構造図は縮尺 1 / 50 以上とすること。
  
- 23 埋蔵文化財の所在の有無の照会(生涯学習課:文化会館)
- 24 建築を伴う場合は、建築物の平面図及び立面図

## 別記 1

## 権利関係等調書

## 1 土地

所在および地番	地目	地積	権利の種類別	権利者の住所 および氏名	摘要

## 2 工作物

所在および地番	地目	地積	権利の種類別	権利者の住所 および氏名	摘要

## 別記 2

## 施設管理説明書

種類	番号	概要			管理者	施設の帰属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積			
			m	m <sup>2</sup>			

## 〔記載上の注意〕

- 1 番号は、施設の種別別に付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 摘要欄には、(新設)(付け替え)(拡幅)の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要および管理者を記載すること。

別記第 3 号様式

第 年 月 日 号

様

長生村長

印

宅地開発事業事前協議申出書に係る意見について(通知)

年 月 日付けで提出のありました宅地開発事業事前協議申出書に係る意見は次のとおりです。

なお、意見については速やかに改善され、文書で回答して下さい。

住 所 事業者 氏名(法人名・代表者名)	
開 発 区 域 の 位 置	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル(実測値)
項 目	意 見
街 区	
道 路	
緑 地 等 ( 公 園 )	
雨水および汚水排水施設	
地 盤	
擁 壁	
そ の 他	
総 合 意 見	

## 別記第 4 号様式

## 宅地開発事業施行同意書

年 月 日付けで事前協議のあつた宅地開発事業の工事の設計は、  
長生村宅地開発に関する指導要綱に定める基準に適合することを確認しましたので、  
宅地開発の施行について同意します。

第 号  
年 月 日

長生村長

印

事業者の住所および氏名	
開発区域の位置	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル(実測値)
条 件	

注意 この通知を受けても他の法令等により許可を義務づけられている場合には、  
別に申請を行わなければなりません。

## 別記第 5 号様式

## 宅地開発事業工事着手届

年 月 日

長生村長

様

( 事 業 者 )

住 所

氏 名

印

(工事施行者)

住 所

氏 名

印

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出します。

## 記

同意番号および年月日	第 号	年 月 日
開発区域の場所	長生村	字 番地
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
現場管理者	氏 名 連絡先住所 電 話	
夜間・休日等 緊急連絡先	第 一 連 絡 先	氏 名 電 話 携帯電話
	第 二 連 絡 先	氏 名 電 話 携帯電話
	第 三 連 絡 先	氏 名 電 話 携帯電話

## 〔記載上の注意〕

現場管理者は、工事施行者または工事施行者の定めた者を記載すること。

## 【添付書類】

- 1 業務主任技術者選任通知書
- 2 計画工程表

\* 千葉県土木工事共通仕様書により定められた様式にて提出すること。

別記第 6 号様式

宅地開発事業変更協議申出書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住所  
氏名  
電話

印

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 12 条第 1 項により、宅地開発事業の工事の設計変更を協議します。

同意番号および年月日	第 号 年 月 日
開発事業の名称	
開発区域の位置	
変更の理由	
変更の内容	

〔注意〕

- 1 本協議申出書の提出に当たり、宅地開発事業設計変更説明書(別記第 2 号様式)と設計変更該当する図書を添付すること。

別記第 7 号様式

## 宅地開発事業変更施行同意書

年 月 日付けで変更協議のあつた宅地開発事業の工事の設計は、  
 長生村宅地開発に関する指導要綱に定める基準に適合することを確認しましたので、  
 宅地開発事業の変更について同意します。

第 号  
 年 月 日

長生村長 印

同意番号および年月日	第 号 年 月 日
事業者の住所および氏名	
開発区域の位置	
変更の内容	

## 別記第 8 号様式

## 宅地開発事業地位承継届出書

年 月 日

長生村長

様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

印

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 13 条第 1 項の規定により、地位を承継したので届出します。

施行同意書の概要	開発事業の名称	
	開発区域の位置	
	開発区域の面積	
	施行同意書を受けた者の住所および氏名	
	施行同意書の番号および年月日	第 号 年 月 日
届出前の承継の経過	被承継者の住所および氏名	承 継 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
届出に係る承継年月日		年 月 日
承 継 の 原 因		

## 〔備考〕

- この届出書には、相続による承継にあつては被承継者の除籍謄本および承継者の戸籍抄本、法人の合併による承継にあつては合併後の法人の登記簿謄本を添付すること。

別記第 9 号様式

工事完了届出書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住 所  
氏 名  
電 話

印

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 14 条第 1 項の規定により、宅地開発事業に関する工事が下記のとおり完了しましたので届出ます。

記

同意番号および年月日	第 号 年 月 日
工事完了年月日	
工事を完了した開発区域の場所および面積	場 所 長生村 面 積 平方メートル

〔添付図書〕

位置図・求積図・土地利用計画平面図(出来形)・公共公益施設出来形図

別記第 10 号様式

宅地開発事業に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

長生村長

印

下記の宅地開発事業に関する工事は、 年 月 日検査の結果、長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 11 条第 1 項(又は第 12 条第 2 項)の同意書の内容に適合していることを証明します。

記

同意番号および年月日	第 号 年 月 日
工事を完了した開発区域の場所および面積	場 所 長生村 面 積 平方メートル
同意を受けた者住所および氏名	

別記第 11 号様式

宅地開発事業廃止届出書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住 所  
氏 名  
電 話

印

長生村宅地開発事業に関する指導要綱第 19 条第 1 項の規定により下記のとおり届出します。

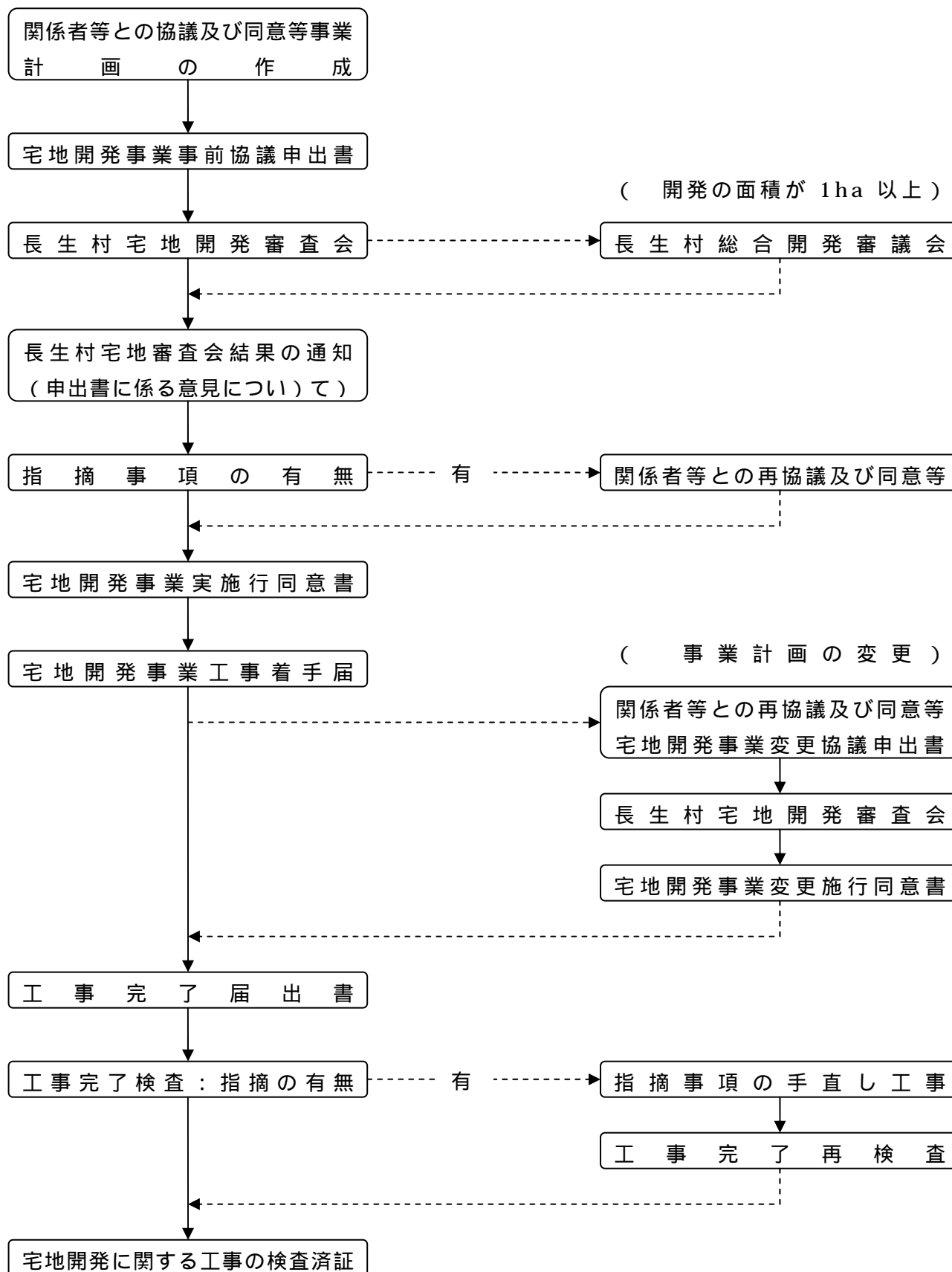
記

同意番号および年月日	第 号 年 月 日
開発区域の場所	長生村
廃止の理由	
廃止時の工事状況	

〔添付書類〕

- 1 宅地開発事業の廃止時点の工事状況の添付図面および開発事業前に原状を回復するための工事工程表を添付すること。

### 長生村宅地開発事業に関する指導フロー



[参 考]

宅地開発事業施行同意及び土地境界同意書

年 月 日

様

隣接地権者 住 所  
氏 名 印

このたび、貴社が下記の土地について宅地開発事業を施行するにあたり、隣接する地権者として、条件を付して宅地開発事業の施行及び土地境界の確定について同意致します。

記

1. 宅地開発事業の土地

土地の表示 長生村  
地 目  
地 積 平方メートル

2. 隣接する土地

土地の表示 長生村  
地 目  
地 積 平方メートル

3. 施行同意の条件

法令、条例及び長生村宅地開発事業に関する指導要綱を遵守して施行すること。

建物は宅地開発の事業計画書に記載されている予定建築物とすること。

以上

[参 考]

確約書

年 月 日

長生村長 様

事業 者 住 所  
氏名又は法人名  
代表者 印

工 事 施 工 者 住 所  
氏名又は法人名  
代表者 印

このたび、下記の土地について宅地開発事業を施行するにあたり、法令及び条例ならびに長生村宅地開発事業に関する指導要綱を遵守して、完了まで責任をもって行うことを確約いたします。

記

土地の表示

長生村 字

地 目

地 積

平方メートル（実測値）

[参 考]

宅地開発事業説明会実施報告書

年 月 日

長生村長

様

事業 者 住 所  
氏名又は法人名  
代表者

印

宅地開発事業について、下記のとおり地域住民等に対して説明会を開催しましたので、結果の概要について報告いたします。

記

開発事業の名称			
開発区域の場所	長生村	字	
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで		
開催場所			
説明資料			
説明者			
出席者	事業者 地域住民等	他	名
説明内容及び質問・要望事項等	応 答 及 び 対 応		

## 第 回の説明会の概要

開 催 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで		
開 催 場 所			
説 明 資 料			
説 明 者			
出 席 者	事業者 地域住民等 他 名		
説 明 内 容 及 び 質 問 ・ 要 望 事 項 等	応 答 及 び 対 応		